

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等確保事業費補助金に係る
申請受付の開始について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等確保事業費補助金」については、「岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス確保事業費補助金の事前協議書の提出について」(令和2年5月25日付け障第337号岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知)にて要望調査を実施し、「岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス確保事業費補助金の交付申請書(案)の提出について」(令和2年6月18日付け障第466号岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知)により交付申請書(案)の提出をご依頼したところです。

この度、下記のとおり交付申請の受付を開始しますので、ご案内させていただきます。

関係事業者様におかれましては、下記事業への該当をご確認の上、申請をお願いいたします。

記

1 補助事業の概要

○事業名：岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス確保事業費補助金

○内容：県から休業要請(※)を受けた指定障害児通所支援事業所において、障がい児やその家族の日常生活を支えるため、利用者の居宅を訪問する等の代替サービスを提供した場合に必要なかかりまし経費を補助

※児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスに対し、『岐阜県における「新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」に係る障害児通所支援事業所への休業の要請について』(令和2年4月10日付け障第101号岐阜県健康福祉部長通知)により休業を要請し、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置等の解除等について」(令和2年5月15日付け障第289号岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知)により休業要請を解除したものの。

<かかりまし経費の例>

(代替サービスを提供するために、障害福祉サービスを継続することに要した経費)

ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用

イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

ウ 事業継続に必要な人員確保のための（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

エ 連携先事業所への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬では評価されない費用

オ 送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用（リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能）

（事業所が利用人数を制限して代替サービスを提供する際の費用）

カ 通所しない利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用（リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能）

キ ICTを活用し、通所しない利用者に対して健康管理や相談援助等を行うための利用者用タブレットのリース等費用（通信費用は除く。）

（事業所が代替の場所にて行うサービス実施に係る費用）

ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等

ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

（訪問サービス実施に係る費用）

コ 訪問サービスの実施に伴う人員確保のための職業紹介料及び（割増）賃金・手当

サ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員等による同行指導への謝金

シ 訪問サービスの実施を行うため緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用

ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用

セ マスク、手袋、体温計等衛生用品の購入費用

○対象事業種別：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

（※岐阜市所管の事業所も含む。）

○事業期間：令和2年4月11日（土）から令和3年3月31日（水）まで

※令和2年6月18日付け障第466号岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知では、事業実施期間を「令和2年4月11日（土）から5月31日（日）まで」としておりましたが、6月1日以降に要した経費についても対象となります。

そのため、今回の申請額が交付申請書（案）から増額しても構いません。

○事業費：補助率 10/10

○補助基準額：別表のとおり

○補助額：補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を引いた額と基準額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額

※上記の基準額に関わらず、交付額は県予算額の範囲内の額となりますので、ご了承ください。

※なお、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本事業の対象となりません。

2 申請方法

県ホームページに掲載する交付申請書に必要事項を入力、押印の上、岐阜県障害福祉課あて1部を郵送してください。交付申請書の作成にあたっては、別添の「申請書の作成に係る注意

点」を合わせてご確認ください。

※交付申請書（案）をご提出いただき、必要な修正点をお伝えした事業所様におかれましては、その内容を確認・反映のうえ交付申請書の提出をお願いします。

なお、今回の申請については、交付申請書（案）の時点から一部様式を修正しているため、県ホームページに掲載する様式を改めて必ずダウンロードの上、ご提出くださいますようお願いいたします。

<県ホームページ>

URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/61866.html>

<郵送先>

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県障害福祉課事業所指導係

3 受付期間

令和2年10月5日（月）～令和2年10月16日（金）【必着】

4 留意事項

- ・補助の上限額は、別表記載の「各サービス共通」の基準単価と「当該事業所の職員により、利用者の居宅等への訪問によるサービスを行った事業所」の基準単価の合計額となります。ただし、訪問によるサービスを行わなかった場合は、「各サービス共通」の基準単価が補助の上限額となります。
- ・補助金交付後に事業所から県へ提出いただく「実績報告書」の提出時に、**補助対象経費の支出根拠となる支払い明細が分かる資料（領収書、給与明細書、伝票等）が必要となりますので**ご注意ください。
- ・当該補助金は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）」とは別の補助金です。両方の補助金を申請いただくことは可能ですが、同一の対象経費について重複して申請することのないようご注意ください。
- ・現在、厚生労働省から当該補助金の交付要綱が示されていないため、仮に、今後変更が生じた場合は、は別途ご連絡させていただきます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	入 山
電 話	058-272-8302（直通）		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		